

大学と損害保険 ⑩

～大学教職員の基礎知識としての《保険のはなし》～

有限会社国大協サービス 事業部次長 藤井昌雄

学生に関する保険①

前回まで損害保険の種目毎にいくつかのポイントをご説明しました。

今回は、その中でも登場した学生に関する保険＝学生教育研究災害傷害保険（「学研災」）についてご説明します。

大学生のための特別オーダーの保険

学生教育研究災害傷害保険は、学生が教育研究中に被った災害に対し必要な給付を行い、大学等の教育研究活動の充実に資するための互助共済的な制度として昭和 51 年度に全国の大学の要請と協力の下、文部省の指導により創設されました。

本保険は、次のような特徴があります；

① 大学等による事務のご協力を前提として、大多数の大学等が賛助会員となることで低廉な保険料で充実した補償を学生に対して提供していること。

② 修学環境の変化等に合わせて補償範囲の拡大と内容の充実が図られていること。

（注1）以上、（財）日本国際教育支援協会発行学生教育研究災害傷害保険の解説から引用。

現在、制度は（財）日本国際教育支援協会により運営されており、制度に加入する賛助会員大学の割合は94.6%、加入する学生数は約285万人に達します。

まさに、オール日本の大学生が利用する、スケールメリットを活かした低廉な保険料の特別オーダーの保険です。

学研災の構成と担保対象事故

いわゆる学研災は、ベースとなる「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」とそれに付帯する「学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）」により構成されています。

学研災は互助共済的な制度ですが、損害保険会社の保険商品を用いた制度で、学研災は一般の傷害保険、付帯賠償は一般の賠償責任保険の枠組みとなっています。

学生教育研究災害傷害保険（学研災）は、①正課中、②学校行事中、③キャンパスにいる間、④課外活動中、の傷害事故を補償します。そして、通学中や学校施設等相互間の移動中の傷害事故を担保する「通学中等傷害危険担保特約」を付けることができます。

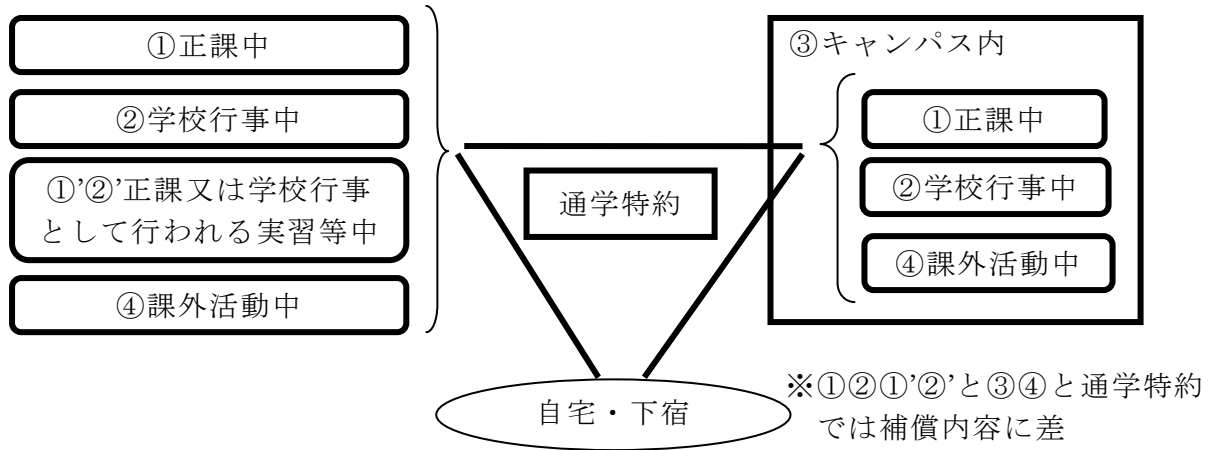
学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）は、基本となるAコースでは、正課中、学校行事中、教育の一環として正課、学校行事または課外活動のいずれかに位置づけられる実習等の活動中、またはその往復における学生の他者に対する賠償責任を補償します。

実習中（注2）とその往復を補償するBコース、Aコースに加えて医療関連実習を補償するCコース、Aコースに加えて法科大学院生の臨床法学実習における人格権侵害を補償するLコースがあります。

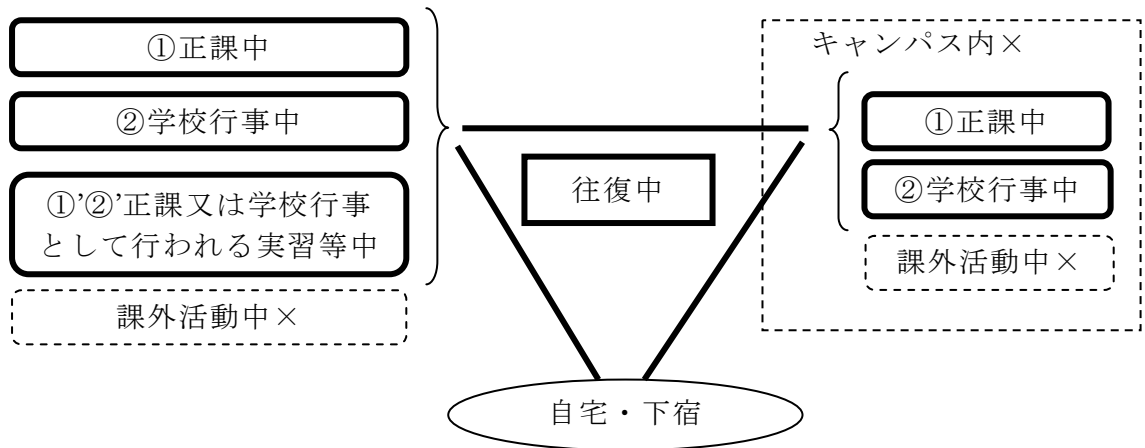
平成20年度からは国外における上記の賠償責任も補償されます。（A・B・Cコース）

（注2）Bコースの補償対象となる実習中とは、インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動の5つに限定されます。

< 学研災の補償範囲の概要 >



< 学研災付帯賠償の補償範囲の概要 > Aコースの場合



< 学研災付帯賠償の各コースの補償範囲比較 >

対象区分	Aコース	Bコース	Cコース	Lコース
正課中、学校行事中	○	×	○	○
実習等の活動中	○	○注2	○	○
医療関連実習中	×	×	○	×
臨床法学実習等における人格権侵害	×	×	×	○
往復中	○	○	○	○

※詳しくは（財）日本国際教育支援協会の募集冊子、ホームページをご覧ください。

次回予告
クイズ

大学でインフルエンザがはやって学生に蔓延しています。補償される保険があるでしょうか。